

# ばんげの**味**が育てる その9 おいしい楽しい**健やか**ライフ

食育サポーターの  
活動を  
紹介します

## 食育サポーターとは

私たちは、町の食育推進計画に基づき、平成20年度から実施している育成講座を受けて、食育サポーターとなり現在様々な場で食育活動を行っています。

活動内容は調理実習のサポートや、伝統料理の講習・媒体を使った食育の講話などで、要請に応じ主体的に事業を進めることや、サポートだけを行ったりすることもあります。40歳代から70歳代の男女合わせて約30名で構成するボランティア組織です。



育成講座の様子

## サポーター活動を通して感じたこと

幼稚園のカレーパーティや保育所の親子クッキングの調理サポートに参加しました。

小さな紅葉のような手で人参やじゃがいもを切る姿は真剣そのもので、実に微笑ましい限りでした。始めは怖がっていた園児も、平らな面を下にして、しっかり包丁に力を入れて切るよう話すと、恐る恐る包丁を持ちます。「上手だね」と誉めたら嬉しそうにうなずきました。そしてまた挑戦していきます。

教えて誉めて認めれば、子どもはどんどん上手になると実感した瞬間です。同時に、実は私たちも学ばされていることに気がきます。

出来上がった料理はみんなで頂きました。手づくりの美味しさに思わず笑みがこぼれました。そんな時サポーターとしてこの上ない喜びを感じます。長じて手作りの味・食の大切さをこれからも感じてほしいと願うのです。

「お袋の味」になりがちな現代、本当の「おふくろの味」を家庭の味に、家族団らんで食事を楽しんでください。

## ギョウザの皮を使った かんたんミニピザとアップルパイ

(子どもと一緒におやつクッキング)

### ミニピザ

〈材 料〉(4人分8個)  
ギョウザの皮……………16枚  
トマトケチャップ……………大さじ2  
ウインナー……………4本  
ピーマン……………1/2コ  
コーン缶……………10g  
ピザ用チーズ……………50g

#### 〈作り方〉

- ①ウインナーは薄切りにする。ピーマンは粗みじんぎりにする。
- ②ギョウザの皮2枚を水で貼り合わせ、ケチャップをぬり、①とコーン、チーズをのせる。
- ③180℃のオーブンで10～15分焼く。



### アップルパイ

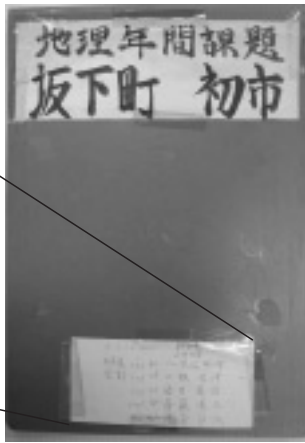
〈材 料〉(10個分)  
りんご……………150g  
砂糖……………大さじ3  
ギョウザの皮……………10枚  
バター……………適量

#### 〈作り方〉

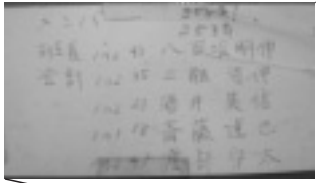
- ①りんごは薄切りにして砂糖で煮る。
- ②ギョウザの皮に①をのせて、皮のふち半分だけ水でぬらして閉じる。
- ③フォークでふちに模様をつけ、表面にバターをぬる。
- ④オーブンできつね色になるまで焼く。  
(中温の油で揚げてもよい)

# 初市大俵引き

先月14日、初市大俵引きが盛大に行われました。  
編さん室で保管している資料の中に、初市について昭和52年度の喜多方高校1年生5名がまとめたレポートがあります。このレポートから、当時の初市の様子を知ることができます。



レポート表紙と  
制作メンバー



このレポートは、喜多方高校一年生、五名によって昭和五十二年（一九七七）の七月から昭和五十三年（一九七八）二月まで、実に半年以上をかけてまとめられています。

調査の目的・計画、初市の起源、出店の変遷・割付、俵引き、そして当日の様子など二一五頁にわたっています。その中でも、その年に出版した約百五十店の割付を図に表したものは貴重です。特に縁起物の出店数を調べてあるものは大変興味深い資料といえます。

当時、地理の先生であった桑原瑞夫さん（喜多方市山都町在住）からコメントをいただきました。「このレポートは、一学年の地理の年間課題として、三〇五名のグループで作成させました。ねらいは、自分の住んでいる町に関心を持ってもらうこと。そして、自分で調査し、きちんとまとめ上げる力を身に付けさせることでした。生徒がビクビクしながらやっている様子が思い出されます。」



昭和53年1月14日の出店の様子

※ 写真内の丸印が縁起物を出展している店

昭和五十三年から今年で三十二年経過しています。  
今後とも出店の内容など、初市の様子はどんどん移り変わっていくでしょう。



昭和32年の大俵引き

右の写真を見ると現在と比べて、だいぶ俵が小さいのがわかります。また、東西どちらも白ふんどしで行われていました。俵引きも変化しながら受け継がれています。

▼問い合わせ先

町史編さん室 TEL(83)2234

# 平成22年度 農作業標準賃金協定額

農業委員会は、町内各農業関係団体と協議の上、下記のとおり標準協定額を定め  
ましたので、お知らせします。

★消費税込みの料金となります。

作業種類	単位	標準協定額	備考
田耕起	10a	※ 4,200円	
畑耕起	10a	4,620円	
水田転作田耕起	10a	※ 6,300円	1回耕起の場合は4,200円
代かき(植代迄)	10a	※ 6,300円	
くつろけ	10m	525円	
育苗	1箱	完成苗 630円	
		発芽苗 420円	
直播(点播・条播)	10a	4,200円	種もみ代(コーティング含む)は委託者もち
苗運搬	10箱	525円	
機械田植	10a	※ 5,250円	側条施肥は1,050円増し
一般農作業	1時間	800円	不課税
機械防除散布	10a	※ 1,050円	肥料単品につき(農薬資材は委託者持ち)
畦畔草刈り	1時間	1,500円	草の処分は委託者が行う 自走式とトラクターによる草刈りは両者協議とする
コンバイン(刈取)	10a	※ 17,850円	倒伏田・特殊田は当事者協議のこと
籾運搬	10a	2,100円	
籾乾燥調製	精米(玄米) 1俵当り(60kg)	1,365円	籾殻処理等を含む
麦	刈取	10a	10,500円
	乾燥・調製	製品1kg当り	21円
	運搬	10kg	105円
そば刈取	10a	6,300円	乾燥・調製・運搬については麦に準ずる
大豆刈取	10a	10,500円	
ヘイベラー(わら梱包)	1個	263円	ひも代とヘイメーカー代含む
ロールベラー	1個	263円	ひも代含む
精米	30kg当り	500円	

- ★ ※印の作業において、10a以下の圃場については、10%増しとする。
- ★ コンバインによる倒伏田の料金については、倒伏率分を増額するものとする。  
(例：倒伏率10%＝10%増し・倒伏率30%＝30%増し・倒伏率100%＝100%増し)
- ★ 圃場条件や労働能力に差異があつて、標準協定額によりがたい場合は、当事者間でその都度、調整してください。
- ★ 調整水田の田植・刈取作業については、作付け面積の料金とする。

会津坂下町農業委員会

TEL 84-1534

会津みどり農業協同組合坂下総合支店

TEL 83-1791



# ほっとな情報

重要な話題を紹介します

## 平成22年度の “ばんげ”はどうなるの？

3月議会では、平成22年度の町の方針が示されます。

皆さんの議会傍聴をお待ちしています。

### 【3月 町議会の日程】

3月5日(金)	本会議
10日(水)	一般質問
11日(木)	一般質問
15日(月)	常任委員会
16日(火)	予算委員会
17日(水)	予算委員会
19日(金)	本会議

※ 開会は午前10時～

### ～ライブ放映のお知らせ～

3月議会も、各地区公民館や役場の戸籍窓口で、議会中継のライブ放映を見ることができます。

ぜひご覧ください。

## 平成21年ふるさと納税ご寄附者の紹介

一昨年6月より始まった「ふるさと納税」には、町出身者はもとより、会津坂下町を応援したい方々のご好意によりたくさんのご寄附をいただきました。

今回は平成21年中にご寄附いただき、掲載の同意をいただいた方をご紹介します。

○茨城県 菊池 章人様 ○神奈川県 二瓶 武様  
○京都府 桑原 裕祐様 ○千葉県 佐藤 兼融様  
○福島県 池田 忠一様 ○神奈川県 高久 銀二郎様  
○群馬県 鈴木 正男様 ○東京都 江川 和宏様  
○福島県 蓮 沼 義家様 ○神奈川県 綱島 恒松様 他

事業名	件数	金額(円)
明日を担う「人づくり」事業	6	218,000
健やかな「暮らしづくり」事業	6	337,000
美しい「ふるさとづくり」事業	7	342,000
その他町長が必要と認める事業	8	282,000
合計	27	1,179,000

大変ありがとうございました。この寄附金は平成22年度の町の事業に使わせていただきます。



▼寄附の方法 銀行振込み、郵便振込み、現金書留、持参

▼税の優遇措置

寄附金のうち5千円を超える額が、一定限度額まで所得税・住民税から軽減されます。

町外の友人などからのお問い合わせがありましたらご紹介ください。

▼問い合わせ先 行政経営班 TEL 84-1532



# まちの話題

みなさんの活躍を紹介します

## 行政相談出前授業を開催しました

坂下小学校6年生が行政相談について勉強しました。

講師は福島行政評価事務所行政相談課長の川田さんと、町の行政相談委員の芦沢さん。



- 私たちの生活と行政はどんな関わりがあるのか。
- 「行政評価」の仕事は、行政のお医者さん(行政評価事務所)の仕事であり、「行政相談」の仕事は看護師(行政相談委員)の仕事であること。
- 行政相談委員は親身になって相談を聞き、改善する仕事であること

行政のしくみや行政相談の役割などを学習しました。



## 観光ボランティアガイド育成講座を行いました

町の観光ボランティアガイドを育成するため、育成講座を5回開講しました。



講座には15名の受講者が参加し、町の史跡・文化財・寺社仏閣・物産などについて学習しました。

受講者からは「実践してみないとガイドの仕方がわからない」などの意見がありました。

そこで、来年度は実践を取り入れた講座を実施していく予定です。

▼問い合わせ

商工観光班 TEL 83-5713

## 租税教室を開催しました

坂下第一中学校の3年生と坂下小学校の6年生が税金の勉強をしました。



町役場の税務管理班の職員が先生となり、税金の目的や種類について説明し「学校ではどんなものに税金が使われているのか」「義務教育費は小学校6年間で一人約500万円、中学校3年間で一人約290万円が税金で負担している」等いろいろなことを知ることができました。

また、ビデオを用いて「税金がなかったらどうになってしまうのか」を学習しました。



坂下小学校の6年生は、1億円のレプリカ(重さ10kg)を実際に手に取り、お金の重さを体験しました。



# まちの話題

みなさんの活躍を紹介します

## 2009ふるさとCM大賞 県知事賞を受賞しました

今年で第8回となる「2009ふるさとCM大賞」審査会が平成21年12月5日に郡山市で行われました。この企画は、地元の良いさを30秒のテレビCMで表現するもので、県内の26市町村から36作品の応募がありました。



竹内町長と賞状を伝達された佐竹青年部長

審査の結果、会津坂下町の作品「会津坂下の3+1泣き」が準グランプリである「福島県知事賞」を頂きました。

この作品は、会津坂下町商工会青年部の皆さんが企画から出演・編集まで手づくりで行ったもので、非常にユニークな内容になっています。

なお、作品は、2月から70回放映される予定です。

また、会津坂下町のホームページでも観る事ができますので、一度ご覧ください。

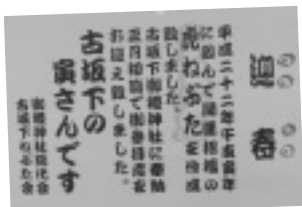
## 役場玄関でお出迎え 干支ねぶたで開運を祈る

古坂下の御稷神社の氏子有志で制作された「干支ねぶた」が役場前で出迎えています。

制作は昨年の12月上旬から始まり、下旬に完成。

初詣で御稷神社を訪れる参拝客を迎えるため、お正月中は境内に飾られていました。

今年の干支、寅をかたどったねぶたは、横2.3メートル、高さ1.4メートルと迫力ある作品です。



開運寅

皆さんもぜひご覧ください！

## 商工会女性部 絵本と紙芝居を寄附

商工会女性部が「会津坂下町の昔話」をまとめた手づくりの絵本と紙芝居を、町内の幼稚園・小学校・中学校へ寄附しました。

この絵本は、子どもたちに町のことをもっと知ってほしい、もっと好きになってほしいとの思いで制作されました。



絵本には、「大俵引きはいつからどうして始まったのか」「なんで坂下なの」「坂下のばか三里」といった郷土の歴史と、「台の宮の弥十郎狐」「茶碗塚地蔵」「仁王様の大げんか」などの伝説や民話が収められています。





# まちの話題

みなさんの活躍を紹介します

## 平和の碑除幕式

役場前に建てられた「平和都市宣言の町」の記念碑の除幕式が行われ、お披露目されました。

この碑は、会津坂下町議会が昭和34年に「平和都市宣言」を決議してから今年で50年を迎えたことを記念して、記念碑建立実行委員会の皆さんによって建てられました。

記念碑は、高さ1メートル、幅90センチメートルの自然石でできており、「平和都市宣言の町」の文字が刻まれています。

この碑を目にすることで、平和の大切さを、改めて感じてほしいとの願いが込められています。



## ご寄附に感謝します

シモン会津工場が「社会福祉のために役立ててほしい」と現金7万円を寄附されました。



この寄附金は従業員60名からと会社からの浄財によるものです。

ご寄附の意思に添えるよう、大切に使用させていただきます。

## 様々な種目で大活躍！

### 関本健さん（卓球）



帝京安積高校3年の関本健さん（牛沢）が、全日本卓球選手権大会（混合ダブルス）への出場報告に町長室を訪れました。

### 坂下山都ビーバーズ（ミニバスケットボール）

第25回ミニバスケットボール優勝大会福島県地区予選大会兼第23回福島民報杯（県大会）に出場しました。



## 使用者も労働者も、必ずチェック！最低賃金

## 県内の事業場で働く全ての労働者に適用になります

最低賃金件名	最低賃金
福島県最低賃金（下記を除く）	644円
非鉄金属製造業	757円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	713円
輸送用機械器具製造業	747円
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	741円
自動車小売業	741円

次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。（例）

- ① 臨時に払われる賃金（結婚手当）
- ② 1ヶ月を超える期間ごとに払われている賃金（賞与）
- ③ 所定労働時間外の労働に対して払われる賃金（時間外割増賃金）
- ④ 所定労働日以外の労働に対して払われる賃金（休日割増賃金）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して払われる賃金のうち、通常の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金）
- ⑥ 皆勤手当、通勤手当及び家族手当

▼問い合わせ先 福島労働局賃金室 TEL 024-536-4604